

地域密着！会員の皆様のために、
商工会は行きます！聞きます！提案します！（発行：平成26年2月）

～第25号～

◆編集・発行◆◆◆◆◆
山梨市商工会

会長 新谷 一男

会員数 819名 (H26.2.1)



■本所

山梨市上神内川1348番地
電話 0553 (22) 0806
Fax 0553 (23) 1529

■牧丘三富支所

山梨市牧丘町窪平350番地
電話 0553 (35) 2250
Fax 0553 (35) 4426



山梨市商工会だより

平成25年分所得税・消費税 決算個別指導のお知らせ

本年もすでに平成25年分の所得税・消費税の決算、確定申告が始まっております。
商工会では昨年同様に完全予約制で実施していますが、予約がまだの方はお早めに予約申し込みをお願いします。

相談最終日 平成26年3月17日(月)

税理士指導日 平成26年2月21日(金)・3月4日(火) 山梨市商工会本所
平成26年2月25日(火) 牧丘三富支所

※税理士による指導を希望する方は、商工会まで希望する日をご連絡下さい。

知らないと損するよ！

印紙税法等が改正になりました

≪「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」
の印紙税の軽減措置の延長及び拡充≫

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に
作成される契約書の税率

契約金額		本則税率	軽減後の税率
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書		
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1千円	500円
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2千円	1千円
500万円超 1千万円以下	1千万円以下	1万円	5千円
1千万円超	5千万円以下	2万円	1万円

≪「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲の拡大≫

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

白色申告している方へ

平成26年1月から青色申告者だけでなく、白色申告している方も全ての方が記帳をして、帳簿等の保存が必要になります。

事業所得だけでなく、不動産所得等の業務を行う全ての方が対象です。

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載する必要があります。

不明な点は商工会へ相談下さい。

≪帳簿書類の保存期間≫

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	5年

知らないと損するよ！第2弾

詳細は商工会 22-0806 または



ミラサポ

検索

昨年はアベノミクスの経済対策で様々な補助金事業が実施されました。

今年についても先日国会で26年度事業予算、25年度の補正予算が承認され、中小企業を支援するための事業が実施されます。会員の皆様に直接関係する補助金事業もあります。詳細が分かり次第随時、商工会からの通知や新聞でお知らせしますので、知らなかった、利用すれば良かった等の後悔の無いように、商工会からのお知らせには必ず目を通して下さい。

・ものづくり・商業・サービス革新補助金

試作品・新商品・新サービス開発に係る経費（原材料費、機械装置費、人件費等）に使えます。通常で1,000万円の補助（補助率：2/3等）が出ます。

- ① 試作品・新商品の開発や生産プロセスの改善、新しいサービスや販売方法の導入を行う方
- ② 金融機関から借入を行い老朽化に対処した大規模設備投資を行う方
- ③ 取引先の事業所の閉鎖・縮小の影響を受け、設備投資等を行う方

・創業補助金

地域の活性化や海外需要の獲得を目指す創業（第二創業含む）へチャレンジする方店舗借入費や設備費等に対して、最大200万円補助（2/3）が出ます。

・海外展開支援事業

中小企業海外展開現地支援プラットフォームによる海外進出時の個別の課題解決支援や専門家派遣による海外向け商品開発の支援があります。

- ① 海外現地にて海外展開の際に抱える課題解決を支援があります。
- ② 海外市場に精通した専門家が海外向け商品開発を支援があります。

・資金繰り支援

日本政策金融公庫が、老朽化設備の新陳代謝、給与支給総額の引上げ、創業など、前向きな事業展開に向けた取組に対応した融資を促進

- ① 設備新陳代謝：耐用年数の過ぎた設備の入替えに要する資金について、当初2年間、適用利率から0.5%下がります。
- ② 賃上げ促進：雇用の拡大や賃金の引上げにより給与支払い総額を増加させており、今後も増加させる中小企業・小規模事業者を対象に、運転資金の融資について基準利率から0.4%下がります。
- ③ 創業支援：創業関連融資制度について、新しく創業を行う方への貸付限度額（無担保・無保証）を1,500万円から3,000万円に拡大するなどの支援があります。

・まちづくり補助金/にぎわい補助金

【まちづくり事業】地域住民の安心・安全な生活環境を守るための事業（防犯カメラの設置などに加え、子育て・高齢者支援施設の整備や高齢者向け宅配サービスの提供などを追加）に要する費用の2/3の補助があります。

【にぎわい補助金】消費を喚起するイベントや商店街のセールの実施に要する費用（チラシの作成、配布などを含む）を全額400万円（100%）補助があります。